

浄化槽をお使いの皆さんへ

～きれいな水を未来へ～



浄化槽は、家庭などで使用した生活排水を処理して、きれいな水を放流するための設備です。浄化槽の機能を保つため、お使いの人には次の3つのことが義務付けられています。

1

保守点検

- 浄化槽の機能が良好な状態で維持されるよう、定期的に消毒剤の補充、機器の点検、調整をおこないます。
- 熊本県に登録した業者に委託しましょう。



2

清掃

- 浄化槽内の汚泥を引き抜き、調整や機器類の洗浄などをおこないます。原則として年1回以上実施する必要があります。
- 清掃は浄化槽が設置されている市町村の許可を受けた業者に委託しましょう。



3

法定検査(11条検査)

- 保守点検や清掃が適正におこなわれているか、浄化槽の機能が正常に維持されているかなど、浄化槽の総合的な状態を判断するためにおこなう年1回の検査です。
- 法定検査は、熊本県知事から指定を受けた公益社団法人熊本県浄化槽協会が実施しています。



■ 法定検査(11条検査) 手数料

4月1日(月)より法定検査(11条検査)手数料が下表の料金となります。

人槽区分	合併処理浄化槽	みなし(単独処理)浄化槽
5～10	4,200円	3,800円
11～20	5,400円	5,000円
21～50	7,000円	6,500円
51～100	12,000円	11,000円
101～300	17,000円	15,000円
301～500	18,000円	16,000円
501～	21,000円	19,000円

※法定検査手数料は、非課税です。

〈問い合わせ〉水・環境課 TEL0967(67)3176